九〇・〇三				
	眼鏡のフレーム及びその部分品			
		フレーム		
九〇三・一一		プラスチック製のもの		
九〇三・一九		その他の材料製のもの		
九〇三・九〇		部分品		
九〇・〇四		視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡		
九〇・〇五		双眼鏡、隻眼鏡その他の光学望遠鏡及びその支持具並びに天体観測用機器（電波観測用のものを除く。）及びその支持具		
九〇五・一〇		双眼鏡		
九〇五・八〇		その他の機器		
九〇五・九〇		部分品及び附属品（支持具を含む。）		
九〇・〇六		写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第八五・三九項の放電管を除く。）		
九〇六・一〇		製版に使用する種類の写真機		
九〇六・三〇		水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ		
九〇六・四〇		インスタントプリントカメラ		
		その他の写真機		
九〇六・五一		一眼レフレックスのもの（幅が三五ミリメートル以下のロールフィルムを使用するものに限る。）		
九〇六・五二		その他のもの（幅が三五ミリメートル未満のロールフィルムを使用するものに限る。）		
九〇六・五三		その他のもの（幅が三五ミリメートルのロールフィルムを使用するものに限る。）		
九〇六・五九		その他のもの		
九〇六・六一		せん光器具（放電管を使用したもの（電子式のもの）に限る。）		
九〇六・六九		その他のもの		
九〇六・九一		写真機用のもの		
九〇六・九九		その他のもの		
九〇七・〇七		映画用の撮影機及び映写機（録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）		
九〇七・一〇		撮影機		
九〇七・二〇		映写機		
九〇七・九一		撮影機用のもの		
九〇七・九二		映写機用のもの		
九〇八・五〇		投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）		

九〇〇八・九〇		部分品及び附属品		
九〇・一〇		写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器（この類の他の項に該当するものを除く。）、ネガトスコープ及び映写用又は投影用のスクリーン		
九〇一〇・一〇		写真用又は映画用の自動現像機（ロール状のフィルム及び紙を処理するものに限る。）及び現像したフィルムをロール状の写真用の紙に自動的に露光する機器		
九〇一〇・五〇		その他の写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器及びネガトスコープ		
九〇一〇・六〇		映写用又は投影用のスクリーン		
九〇一〇・九〇		部分品及び附属品		
九〇一一・一〇		双眼実体顕微鏡		
九〇一一・二〇		その他の顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものに限る。）		
九〇一一・八〇		その他の顕微鏡		
九〇一一・九〇		部分品及び附属品		
九〇一二		顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器		
九〇一二・一〇		顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器		
九〇一二・九〇		部分品及び附属品		
九〇一三		液晶デバイス（より特殊な限定をした項に該当するものを除く。）、レーザー（レーザーダイオードを除く。）及びその他の光学機器（この類の他の項に該当するものを除く。）		
九〇一三・一〇		武器用望遠照準器、潜望鏡及びこの類又は第一六部の機器の部分品として設計した望遠鏡		
九〇一三・二〇		レーザー（レーザーダイオードを除く。）		
九〇一三・八〇		その他の機器		
九〇一三・九〇		部分品及び附属品		
九〇一四		羅針盤その他の航行用機器		
九〇一四・一〇		羅針盤		
九〇一四・二〇		空中又は宇宙の航行用の機器（羅針盤を除く。）		
九〇一四・八〇		その他の機器		
九〇一四・九〇		部分品及び附属品		
九〇一五		土地測量（写真測量を含む。）用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器（羅針盤を除く。）及び測距儀		
九〇一五・一〇		測距儀		
九〇一五・二〇		経緯儀及び視距儀		